平成年間における性犯罪の量刑基準

○　柴田　守（長崎総合科学大学）
宮園久栄（東洋学園大学）

■ 1　はじめに ■

2017 年６月に「刑法の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 27 号）が成立し、同年７月 13 日より施行された。本法は、近年における性犯罪の実情等にかんがみ、事案の実態に即した対処を可能にするため、性犯罪に関する罰則の整備を行ったものである。改正された性刑法の特徴の１つに、重罰化（厳罰化）がある。強姦罪については、法定刑の下限が３年以上の有期懲役、集団強姦罪は４年以上の有期懲役であったが、これらは強盗罪（５年以上の有期懲役）よりも低いといった批判などがあったことから、その見直しを図り、強制性交等罪を新設するにあたって、法定刑の下限を強盗罪と同じ懲役５年以上に引き上げた。今回行った強制性交等罪の法定刑の引き上げについては、改正を審議する過程で強姦罪の量刑の現状などを分析して、実務上評価済みであることを確認した上で、当該犯罪に対する価値判断の変化に基づいた評価変更を行ったという見方が主張されているところである。評価変更の是非はさておき、価値判断の変化があったのか（正しく観測されていたのか否か）は、検証する必要がある。

そこで、本報告では、①平成年間の性犯罪事件を対象にして、統計手法によって、強姦(強制性交等)、強姦致傷（強制性交等致傷）などの性犯罪事件に関する刑期判断基準（犯情や一般情状に関する各因子の重みづけ）を分析するとともに、②それを踏まえて、実務における価値判断の変化があったのか（正しく観測されていたのか）を検証したいと思う。

■ 2　手続 ■

（１）対象

本分析の対象としたのは、LEX/DB インターネット〔TKC 提供〕及び裁判所ホームページの裁判例情報に掲載された 2019 年５月 19 日の時点で収録されていた平成年間の強姦（強制性交等）、強姦致傷（強制性交等致傷）などに関する性犯罪事件の裁判例で、第一審において有罪となり、有期懲役（執行猶予を含む）に処された事案 214 件である。

対象選定の手続は、以下のとおりである。

①まず、犯情が最も重い処断罪名が、「強姦（強制性交等）」、「強姦致傷（強制性交等致傷）」、「強姦未遂（強制性交等未遂）」、「準強姦（準強制性交等）」、「準強姦未遂（準強制性交等未遂）」、「準強姦幇助」「集団強姦」、「集団強姦致傷」、「集団強姦未遂」、「集団準強姦」のものに絞っている。

②このうち、宣告刑が「有期懲役」のものに限定した（「無期懲役」のものは除外した）。

③なお、①・②に該当する裁判所ホームページの裁判例のうち、裁判年月日が特定できないものは、本分析から除外した。

（２）調査票について

調査票は、「刑事事件量刑データベース」〔TKC 提供〕を参考にして「たたき台」を作成した。それを踏まえて、本調査が対象としている裁判例を、一度すべて目を通した上で、犯情と一般情状に関するアイテム（量刑因子）とカテゴリーを調整して作成した。設定した量刑因子（アイテム）の数は 43 で、それらのカテゴリーは合計すると 151 になる。

本分析で用いた量刑因子（アイテム）は、（１）性犯罪の犯情（性犯罪で犯情が最も重いもの）では、（１-①）被害者との関係、（１-②）姦淫行為、（１-③）共犯関係、（１-④）被害結果（傷害）、（１-⑤）動機、（１-⑥）凶器等、（１-⑦）犯行場所、（１-⑧）精神症状、（１-⑨）心神耗弱、（１-⑩）被害者の落ち度、（１-⑪）飲酒、（１-⑫）薬物、（１-⑬）計画性、（１-⑭）組織性である。（２）犯行後の行為では、（２-①）罪証隠滅行為、（２-②）窃盗・詐欺（未遂も含む）、（２-③）逃亡・逃走、（２-④）その他（犯行後）である。（３）すべての性犯罪の被害者数では、（３-①）強姦、（３-②）強姦未遂、（３-③）強制わいせつ、（３-④）強制わいせつ未遂である。（４）一般情状では、（４-①）前科・前歴（少年院歴）、（４-②）累犯前科、（４-③）服役歴、（４-④）反省、（４-⑤）謝罪、（４-⑥）示談、（４-⑦）損害賠償、（４-⑧）被害者感情、（４-⑨）自首、（４-⑩）通報、（４-⑪）再犯可能性、（４-⑫）更生可能性、（４-⑬）高齢、（４-⑭）若年、（４-⑮）真相解明の協力、（４-⑯）社会的影響、（４-⑰）同情の余地、（４-⑱）不遇、（４-⑲）身元引受け・更生支援体制、（４-⑳）その他、（４-㉑）執行猶予期間中である。

■ 3　方法と結果 ■

（１）刑期判断基準（量刑予測モデル）

【方法】　分析は、変数増減法を用いた数量化理論第Ⅰ類で行った（ソフトは、エスミ社の数量化理論 Ver.4.0 を用いた）。従属変数は宣告刑の刑期（月に換算）で、説明変数は上記の 43 量刑因子（アイテム）・151 カテゴリーである。F 値は 2.0 に設定した。

【結果：分析精度】　重相関係数が 0.908（自由度修正済み重相関係数は 0.886）で、決定係数が 0.824（自由度修正済み決定係数は 0.785）であった。赤池情報量規準（AIC）は 2194.138 であった。非常に

高い相関で、予測モデル式の当てはまりがよかった。

【結果：予測モデル式】　変数増減法によって、43の量刑因子が16に選別された［表１］。レンジ、偏相関係数、相関比などの結果から判断すると、強姦（強制性交等）、強姦致傷（強制性交等致傷）などに関する性犯罪事件の刑期判断基準（量刑予測モデル）は、①すべての性犯罪の被害者数、犯情が最も重い性犯罪に関する傷害の有無や程度（被害結果）などを中心に、刑期の基本的な位置づけを決め、②それに対して、被害者の落ち度、飲酒などの犯情が、修正要素として影響を与えており、③そして、示談の成否（一部成立を含む）、再犯可能性の有無（高低）、若年、不遇、身元引受け・更生支援体制の有無などが、一般情状として、刑期の判断に関して影響を与えているという傾向が見えてきた。

□　表１　□

		変数増減法を用いた量刑予測モデル						
	カテゴリー	N	カテゴリースコア	レンジ		偏相関係数		相関比
被害結果（傷害）	傷害：全治2週間以内	91	11.982	49.255	8位	0.359	6位	0.108 [**]
	傷害：全治1か月以内	5	25.199					
	傷害：全治3か月以内	3	35.934					
	傷害：全治6か月以内	1	29.252					
	傷害：全治不明	8	7.321					
	なし	106	-13.321					
被害者の落ち度	あり	13	-23.581	25.107	12位	0.169	11位	0.039 [**]
	なし	201	1.525					
飲酒	あり	21	-13.346	14.799	15位	0.125	16位	0.017 [ ]
	なし	193	1.452					
その他（犯行後）	あり	15	21.037	22.623	13位	0.165	12位	0.000 [ ]
	なし	199	-1.586					
強姦	1名	113	-12.901	198.104	2位	0.819	1位	0.551 [**]
	2名	22	32.128					
	3名	12	118.521					
	4名	4	77.953					
	5名以上	10	152.848					
	なし	53	-45.256					
強姦未遂	1名	59	4.776	81.077	5位	0.452	3位	0.243 [**]
	2名	17	51.829					
	3名	2	69.500					
	4名	2	25.777					
	5名以上	5	27.996					
	なし	129	-11.577					
強制わいせつ	1名	19	0.441	86.792	4位	0.455	2位	0.154 [**]
	2名	2	40.190					
	3名	5	62.286					
	4名	1	80.422					
	5名以上	10	64.695					
	なし	177	-6.370					
強制わいせつ未遂	1名	10	67.400	113.308	3位	0.407	4位	0.088 [**]
	2名	3	-45.909					
	3名以上	2	45.960					
	なし	199	-3.157					
示談	全部成立	32	-13.320	53.033	7位	0.355	7位	0.088 [**]
	一部成立	13	-44.748					
	未成立	35	-2.921					
	言及なし	134	8.285					
自首	あり	3	54.704	55.482	6位	0.182	9位	0.034 [**]
	言及なし	211	-0.778					
再犯可能性	あり（高い）	28	16.255	35.799	10位	0.187	8位	0.046 [**]
	なし（低い）	4	-19.543					
	言及なし	182	-2.071					
更生可能性	あり（高い）	22	1.933	249.939	1位	0.390	5位	0.000 [ ]
	なし（低い）	1	-248.006					
	言及なし	191	1.078					
高齢	あり	5	37.071	37.958	9位	0.162	13位	0.011 [ ]
	言及なし	209	-0.887					
若年	あり	21	-14.347	15.908	14位	0.134	15位	0.044 [**]
	言及なし	193	1.561					
不遇	あり	5	-34.809	35.642	11位	0.137	14位	0.005 [ ]
	言及なし	209	0.833					
身元引受け 更生支援体制	あり	105	-6.683	13.122	16位	0.176	10位	0.001 [ ]
	言及なし	109	6.438					

[*]p≦0.05 [**]p≦0.01

（２）標準化残差による重罰化傾向の分析

【方法】　上記の３-（１）で示した予測モデル式（刑期判断基準）をもとに、各サンプル（214 件）の標準化残差（標準誤差で標準化した残差〔実測値-予測値〕）を算出した。そして、女性に対する暴力に関する専門調査会で性暴力／性犯罪が重点的に議論されるようになった 2011 年（平成 23 年）を基準に、2008 年から 2012 年の５年をそれぞれ判別点に設定して、判別点「以前」と「以降」の標準化残差の平均値、中央値などを計算した［表２］。

【結果】　①「2012 年以前」は、標準化残差の平均値が-0.17、中央値が-0.20 であるのに対して、「2012 年以降」は、標準化残差の平均値が 0.15、中央値が 0.04 であった。②「2011 年以前」は、標準化残差の平均値が-0.24、中央値が-0.20 であるのに対して、「2011 年以降」は、標準化残差の平均値が 0.19、中央値が 0.04 であった。③「2010 年以前」は、標準化残差の平均値が-0.27、中央値が-0.23 であるのに対して、「2010 年以降」は、標準化残差の平均値が 0.19、中央値が 0.09 であった。④「2009 年以前」は、標準化残差の平均値が-0.34、中央値が-0.25 であるのに対して、「2009 年以降」は、標準化残差の平均値が 0.20、中央値が 0.04 であった。⑤「2008 年以前」は、標準化残差の平均値が-0.37、中央値が-0.30 であるのに対して、「2008 年以降」は、標準化残差の平均値が 0.20、中央値が 0.07 であった。

これらの結果から、2011 年（平成 23 年）を基準に年を遡るにつれて、標準化残差の平均値及び中央値が徐々に差が開いていくことを見て取れる。したがって、女性に対する暴力に関する専門調査会で性暴力／性犯罪が重点的に議論されるようになった 2011 年（平成 23 年）の時点で、すでに性犯罪の量刑が緩やかな重罰化（厳罰化）の傾向にあったものと解される。

□　表２　□

		N	平均値	中央値	最大値	最小値
2012年判別	2012年以降	114	0.15	0.04	2.92	-2.50
	2012年以前	100	-0.17	-0.20	2.72	-3.22
2011年判別	2011年以降	119	0.19	0.04	2.92	-2.50
	2011年以前	95	-0.24	-0.20	2.72	-3.22
2010年判別	2010年以降	124	0.19	0.09	2.92	-2.50
	2010年以前	90	-0.27	-0.23	2.72	-3.22
2009年判別	2009年以降	136	0.20	0.04	2.92	-2.50
	2009年以前	78	-0.34	-0.25	2.41	-3.22
2008年判別	2008年以降	139	0.20	0.07	2.92	-2.50
	2008年以前	75	-0.37	-0.30	2.41	-3.22
合　計		214	0.00	-0.09	2.92	-3.22

■　４　まとめと今後の課題　■

①平成年間の強姦（強制性交等）、強姦致傷（強制性交等致傷）などの性犯罪事件に関する刑期判断基準（犯情や一般情状に関する各因子の重みづけ〔傾向〕）は、すべての性犯罪の被害者数、犯情が最も重い性犯罪に関する傷害の有無や程度（被害結果）などを中心に、刑期の基本的な位置づけを決めていること、②2011 年（平成 23 年）の時点で、すでに性犯罪の量刑が緩やかな重罰化（厳罰化）の傾向にあったことを確認した。

強盗強姦や強姦殺人に関する事件の量刑基準についても、今後、同様の分析・検証をしたいと思う。

■　参考文献　■

柴田守「批判的被害者学からみた改正性刑法の評価と今後の課題―３年後を目処とした検討に向けて」被害者学研究 28 号（2018 年）

柴田守「顕在化する被害を報じる意義―刑事政策・被害者学から見る刑法改正」新聞研究 799 号（2018 年）

宮園久栄「法定刑の引き上げと強姦罪―ジェンダーの視点から」法学新報 113 巻 11=12 号（2007 年）